

2023 年度 第 1 回八尾市地域就労支援基本計画推進委員会 議事要旨

| | |
|--|--|
| 日 時 | 2023 年 8 月 7 日（月）午前 10 時 00 分～12 時 00 分 |
| 場 所 | 八尾商工会議所 3 階 セミナールーム |
| 出席者 | <p><外部委員> 五石委員長、西田委員、田中委員、川野委員、森委員、藤本委員、笠原委員、朴委員、音田委員、近藤委員 計 10 名</p> <p><庁内委員> 宮崎委員、亀谷委員、北口委員、岡本委員、永澤委員、富田委員、寺島委員、岩井委員、阪本委員、黒井委員、藤本委員 計 11 名</p> <p><オブザーバー> 地域就労支援コーディネーター（2）、チーフ・パーソナル・サポーター、企業開拓員 計 4 名</p> <p><事務局> 5 名</p> <p style="text-align: right;">総計 30 名</p> |
| <p>－事務局による司会で次第に沿って進行－</p> <p>1. 開 会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. あいさつ（新堂魅力創造部長）</p> <p>4. 委員紹介</p> <p>5. 委員長選任 委員の互選により五石委員を委員長として選任 （委員長あいさつ） 物価高騰やコロナ禍の影響など様々な状況の変化に柔軟に対応しつつ、地域就労支援事業の本来の趣旨を踏まえて課題を考えていきたい。特に市民における就労支援制度の認知や企業及び地域への支援が大きな課題である。どのように支援していけばよいのか、知恵を拝借いただければと思う。</p> <p>－委員長による議事進行－</p> <p>6. 2022 年度 実績報告（計画進捗状況報告）について</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局より、資料にそって説明。</p> <p>委 員：資料 3 記載されている高齢介護課の「地域包括支援センター運營業務」において、介護により仕事が困難になった場合の具体的な支援はあるか。また、資料 1 の相談者実績内訳について主たる阻害要因（属性）の判断をコーディネーターに委ねるのは困難であり、主たる要因だけを把握しても支援は難しい。労働支援にも ICF の考え方が必要であり、複合的な阻害要因を持つ人の把握が必要である。</p> <p>委 員：介護のために就労が難しいというケースは、地域包括支援センターで話を聞き、ケアマネー</p> | |

ジャーと相談しながら必要な支援につなげていくことが重要で、介護だけではなく就労につながるような包括的な相談をさせていただいている。

委員長：このようなケースは、重層的支援体制整備事業を担当する地域共生推進課とも関係してくると思うがいかがか。

委員：地域包括支援センターは主に高齢者の相談を受け、介護サービス等につないでいる。昨今、重層的支援体制整備事業で受けている相談では、親の介護で就労が困難となるケースよりも長期未就労の子どもにおいて、親の介護・入院等を機に一気に問題が噴出するケースが多い。その場合、子どもは社会とのつながりがなく、就労等についての支援が難しかった。しかし今は、つなげる会議で関係機関に来てもらい、時間をかけた関係づくりの場面から連携しサポートしている。

委員：厚労省が2025年度をめどに地域包括ケアシステムを構築するよう言っている。介護が中心だが、子どもの就労等も含め重層的に支援するかが重要だと思っている。関係機関が集まり支援の仕方を検討し進めて欲しい。

委員長：例えば秋田県では、アウトリーチをかけ、社会参加の場の提供から段階的に支援していく、発見して社会につなげていく支援をしているが、八尾市ではどうか。

委員：重層的支援体制整備事業において重要なのは多機関連携とアウトリーチである。年齢別・属性別で区切らず、漏れが無いように包括的にケアし、各機関が相談も受けていく機能が必要だと思っている。

アウトリーチとしては、令和5年度より社会福祉協議会に地域別担当者を配置し地域に出向く体制としている。医療の必要性の判断は、市立病院などにも協力いただいている。また、支援につながりにくい方には、福祉生活相談員による安否確認を含めた寄り添い型の支援を実施し、民生委員にも協力いただきながら、変化があれば一斉に介入する形で支援しており、まさに重層的に様々な支援から取り残されることがないような体制を引いているところである。

委員長：その中で地域就労支援事業や無料職業紹介事業がどのように貢献しているのか。

委員：地域の居場所、中間就労など、パーソナルサポート事業を含め、労働につなげていくための様々な団体がいる。まずは関係機関が顔の見える関係となりお互いの役割を知るところから実施しており、引き続き関係機関で連携し支援していきたい。

委員長：複合的課題について、他の自治体では複合的な課題が分かるカウントの取り方をしているところもあるがどうか。

事務局：今回の分析・統計は主となる阻害要因で実施しているが、実際のケースは複合的な問題が絡んでいるケースも多い。今後複合的な実績の取り方をしていきたい。

事務局：補足ではあるが、資料としては主たる阻害要因・属性で計上しているが、ケース記録の上では複合的に記載しており、複合的なケースとして捉え支援している。

委員：相談者内訳で主たる阻害要因が「若年者」となっているものは、何が問題となっているのかわからない。例えば同和地区住民については、2021年度から0となっているが、他の属性に分類されている人の中に同和地区住民はいるのか。

事務局：同和地区住民の分類は、相談に来られた方が部落差別を受けておりそれが就労を進めていくうえで阻害要因となっていると申し出があった、またはコーディネーターが阻害要因となっていると気づいた方を計上している。

委員：本人が同和地区住民でそれが一番の阻害要因となっていると申し出たもしくは担当者が同和

地区住民であることが課題だと判断すればここに入るという理解でいいか。

事務局：こちらから居住する地域が同和地区であると限定することはしていない。部落差別を受けていたという申し出があり、就労支援を進めていくうえで一番の阻害要因になっているという場合は同和地区として分類している。

委員：今の話では、差別をされていなければ同和地区住民とみなさないという風に聞こえる。平成14年度に国より各ハローワークに通達されている特別対策事業の取扱いを踏まえ、労働支援課としても同和地区住民の基準を持っていただきたい。コーディネーターと両人権コミュニティセンターが連携した相談支援体制を作り、相談者に対してどう支援していくのかを考えたい。同和地区住民と判断して支援を進めていくべき。複合的な課題は様々あり、単に中卒だから同和地区住民というわけではないし、同和地区住民で大卒であっても就職で不利になる可能性はある。

委員長：生活困窮者自立支援事業では課題を複数カウントし集計していると思うがどうか。

委員：そのとおり。年齢等の属性は集計しているが、その方の主訴の要因だけでなく裏側の背景となる課題を洗い出して分析し、地域の課題を把握して支援体制を作っていくという趣旨があるため、国の報告については複数要因をすべて集計したうえで分析している。同じように分析していくことが必要だと思う。

委員長：同和地区住民については、2018年から激減している。数字が独り歩きするのは怖いと思う部分と、支援の在り方にも関わる部分でもあるため、延べ数で計上するのがいいのではないかなと思う。複合要因として計上しないと、複合的な課題を抱える人がどれだけ増えているかわからない。就職率が下がる要因は複合的な課題を抱える人が増えていることと密接に関わっている。そのため、就職率が下がっているというだけで判断すると状況の変化を見誤ってしまう。そのためにも延べ数で集計し、複合的課題を抱える人の数を把握することは支援には大変重要であると思う。

委員：一点確認したい。この枠組みを元としながら、複合的要因についてこれからも市として取り組んでいくという理解でよろしいか。

事務局：基本的な枠組みは変えずに複合要因等がわかる形で提示するように検討していきたい。

委員：重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、相談される方の背景に迫らないと相談支援はできないと思っている。ヤングケアラーなどは、本人の課題ではなくて社会的背景、家族の背景を見る必要がある。そのために関係機関が連携するしくみを作っており、今後もそのような形で支援していく。

7. 2023年度 事業計画について

事務局より、資料にそって説明。

委員：2016年に法務省が行った在日外国人に対する調査で、4人に1人が就労に関わって5年以内には差別を受けていると答えている。八尾市で何人ぐらいが差別を受けているのか推測できる場所があれば紹介いただきたい。

事務局：相談の中で把握しているものはなく、回答できるものは無い。外国人市民の方の差別について把握はできていないが、今後吟味して相談を進めてまいりたい。

委員：分析の内容ではないが、引用している八尾市内労働事情調査において、海外から直接雇用す

る外国人材活用に関する質問で、「必要性を感じない」という質問項目がある。ややもすると外国人はいらないという話につながるのではないかと思う。できれば国による調査結果の視点で分析し計画につなげていただければと思う。また、次回、労働事情調査を実施する際は質問の在り方について検討いただきたい。

事務局：次回調査時は4人に1人が差別を経験しているという現状を踏まえて、質問項目を検討するとともに相談時についても留意して支援を進めていきたい。

委員長：昨年より青少年会館での事業は若い人たちの居場所や社会参加の場として有効なものではないかと提案してきた。昨年度は、セミナーを実施したが参加者数は少なく評価はCとなっており、青少年会館自体の教室・講座事業もCとなっている。今年度はどうしているのか。

事務局：現時点、青少年会館で就労支援のセミナーの実施は計画していない。

委員：本会議では毎回様々な意見が出ており、現在、各地域のコミセンでの就労相談の実施を検討している。事業の効果も考えながら引き続き検討していきたい。

委員長：就労困難者に対する国の事業は、相談支援は充実してきているが次の段階で活用できるものがあまりない。市の裁量にゆだねられており、居場所など人と触れ合いながら社会参加をする仕組みが非常に不足している。八尾市には、青少年会館などがあり、活用しないのはもったいない。パソコンなどを活用した継続的な支援を引き続き検討いただきたい。また、今回参加人数が少なかったが、若い人たちは広報紙よりもネットを活用するほうがいいと思う。

事務局：年齢層に応じた周知は必要であると考えている。若年者に対しては、SNS、ラインやツイッターなども検討していきたい。

委員長：働く機会の不足については、職業紹介やセミナーだけではなく、工場見学やボランティアなど実際に利用者の方が参加できる場が必要だと思うが、雇用拡大につながる報告が少ない。生活困窮者自立支援事業では優先発注という制度があるが、八尾市の現状はどうか。

委員：市として導入に関する考え方はあまり進んでいないと思うが、重要な視点ではあると思うので研究を進めていきたい。行政業務の発注として総合評価方式を導入しているが、対象が一部の業務に限られているので、その点についても課題を感じる。

委員長：全国的にも優先発注は進んでおらず、法律改正もあまり認知されていない。既に法律は改正され優先発注はできる状態であり、困難な状況はあると思うが活用について引き続き検討していただきたい。

委員：会議のスタイルについて、今回、事業体系から整理しているが、例えば母子家庭で生活保護受給中の小中学校不登校で読み書きが不十分な28歳の男性が就労相談に来られた場合、どのような支援方法があるのか、フェイシ的な議論の仕方があってもいいのではないか。

委員：先程から重層的支援がテーマとなっている。この支援について我々も強く認識をしており、福祉部局他各機関が密接に連携しながら一つ一つの課題を見据えて乗り越えていかなければならないと思っている。様々な事例があるが各機関で同様の事例が揃っている訳ではなく、内容に応じて丁寧に寄り添いながら対応しなければならないと認識している。

委員：関係機関としては、学校や生活福祉課、ほっぷなど様々な方に関わってもらうことになる。ケースとしては、まずは地域や居場所につながるという視点が必要。就労できるまでに読み書きができるようにするサポートする体制も必要。学校や地域、パーソナルサポートセンターなど、社会資源を見つけながらステップアップしていく形になる。現在、様々な機関の支援内容を整理し、バトンタッチができる仕組みができるよう労働部門と共に取り組んでいるところである。

オブザーバー：当該ケースであれば、まず本人に状況を聞く。読み書きは就労で重要な部分となるため、関係機関につないだうえで、本人に対しては八尾夜間中学校などの検討を声掛けする。また、ひきこもりになった理由を振り返ってもらい、必要があれば保健所や保健センターにつながり見守っていく。また生活保護を受給しているのであればワーカーと共に本人の背景を見ながら本人のペースで進めさせていくことになる。

委員長：生活保護は制度上、ワーカー以外の方と個人情報を共有することは可能なのか。

委員：生活保護の制度上は無いかもしれないが、本市では生活困窮者自立支援制度の支援会議の仕組みを活用し、本人同意が無いケースも連携して会議ができる形をとっている。要対協についても関係機関同士での情報共有が可能である。

委員長：それでは他の委員にも順番にご意見をお聞きしたい。

委員：ハローワークでも就労支援の届かない方にいかに支援を届けるかがテーマとなっている。オンライン化やコロナ禍の影響で、顔の見える関係が薄れてきているが、各関係機関が顔の見える関係となり、一人ひとりの状況に応じてハローワークも一緒に支援していければと思う。

委員：相談件数、就労件数など昨年度より上がっており、様々取り組みをされた結果が出ていると思う。大阪府全体では若干微減ではあるので、指標が上がっているのは熱心に取り組んでいるからだと思う。悩んでいる部分は各市町村共通していると思われるので、ブロック会議等を通じて情報を共有していきたい。

委員：事業所側としては、物価高騰、コロナ、賃上げ等人を雇用するのが困難な状況となっているが、このような求職者側の意見をしっかり聞くことの大事さを感じた。事業者の支援者側として、詳細に課題を聞きながら、伴走支援をしていくことでマッチングできる体制づくりをしっかりとしていきたい。

委員：初めての参加で色々質問したことに答えていただき感謝する。

委員：働いているが失業者になれない人がいるというところから地域就労支援事業は始まっている。同和地区住民の基準は、一定決着済みであり、本人の申告やコーディネーターが決めるということではないと思う。改めて市の方で基準を設けなければ、他の地区に相談に行けば高齢の同和地区住民ではなく単純に高齢としか読み取れないことになる。差別の歴史がある中で、そのような部分が肝であり、地域就労支援事業の良さだと思っている。この様な基準をわかりやすく整理しているのが部落差別解消基本方針の用語集である。その部分を読み取り、物事を進める基準を示していただきたい。次回返事を聞かせていただければと思う。

委員長：相談内訳の同和地区住民の基準を次回示して欲しいということ。また、生活困窮では障がい者は手帳ではなく支援員が判断することとなるがこちらはどうか。

事務局：当該事業においては、障がい者は障がい者手帳をお持ちの方であるが、地域就労支援基本計画においては制度の狭間に該当するという属性があるのでそこに計上することになる。

委員：障がい者手帳が無い方も様々な障がいの制度が活用できる。計画の3ページに障がい者の定義が記載されているが、インテーク等状況を確認していく中で就労につながらない要因が障がいに起因するのであれば障がいというカテゴリーの中でチェックすると考えていた。同和地区住民や外国人市民についてもこの内容でチェックしていると地域就労支援基本計画の対象者として支援員が判断して入れるものと思っていたがどうか。

事務局：「障がい者」については、分類上一義的には障がい者手帳の取得の有無で分類している。手帳がないがそのような特性がある場合は、様々な制度の狭間に分類し、相談支援を実施している。

委員 長：現状では、「障がい者」の項目は障がい者手帳の有無で分類しているということか。

事務局：分類については、資料 1 に記載している分類と内部的に使用している分類がある。資料 1 に記載している分類方式は項目が限られているため、「障がい者」は手帳を取得している方としている。ただ、内部で分類している方式では、計画に沿った形で分類しており、グレーゾーンの方については制度の狭間として分類し、支援させていただいている。

委員 長：もう一つの分類は会議の中で出ていなかったのか。

事務局：資料については大阪府に提出している分類を元に作成している。

委員 長：次回からは、基準も説明のうえ、内部での分類についても提示してもらえればと思う。

委員：もともと隣保館事業として実施されていた支援がその他の法律もでき、今の重層的な支援として言われている。28 歳で読み書きが難しいケースなどは生涯学習課が担当している読み書き教室などがあると思うが、今後全庁的にどのように支援していくのが重要だと思う。

委員：実績値の増加は、コーディネーターが頑張ってきた結果ではあるが、この値が上がるということは社会的に厳しい状況が生まれていることの反映でもある。今年度の重点内容をしっかり進めていくとともに、この事業の対象者に大切な体験・経験ができる場を増やし、ステップアップを繰り返して定着支援につなげていくことが重要だと思う。

委員：8050、ひきこもりなど居場所づくりを進めてもらい、何でも相談に乗れる体制を作ってもらえればと思う。

委員：発達障がいの子どもの親は、正社員として働くことが難しい。そのような状況でも働ける就職先が見つかればと思う。子どもの預け先については障がい福祉課にも相談しているが、会社の理解も得られず難しいところがある。

委員：相談としては、ひとり親相談窓口があり、就労については大阪府母子家庭等就業・自立支援センターにつなぐこともできる。こどもに関する相談はこども総合支援センター「ほっぷ」もあるので、相談に乗らせていただければと思う。

委員 長：ひとり親施策については、潜在的な利用者の認知率は 1 割を切っているという状況があり、認知度が低いことが指摘されている。今回も「情報の不足」が課題としてあがっているが、ぜひこの点をご承知おきいただきたい。

それでは、時間になったため、本日の議事は終了させていただきたい。非常に活発なご意見をいただき、事務局からも事業計画等わかりやすい資料をいただき感謝する。

今回、分類の部分で様々な意見をいただいた。ここは支援の在り方にも関わる部分であるため、次回提出いただければと思う。

9. 閉 会

以上